

最低制限価格等の設定方法の改正について

福井県土木部土木管理課

1 趣旨

公共工事における低入札による工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止するため、国の改正に準拠し、最低制限価格（2億円以下の場合に設定）および調査基準価格（2億円超の場合に設定）の設定方法を改正する。

2 設定方法の改正内容

【改正前】

直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の20%の額の合計額に消費税5%を加算した額

【改正後】

直接工事費の95%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の60%の額、一般管理費の30%の額の合計額に消費税5%を加算した額

※**参考** 設定の範囲（変更なし）

<上限>

上記により算出した額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額

<下限>

上記により算出した額が、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額

3 対象

随意契約を除くすべての建設工事

4 適用

平成20年8月1日以降に入札公告を行う工事から実施する。